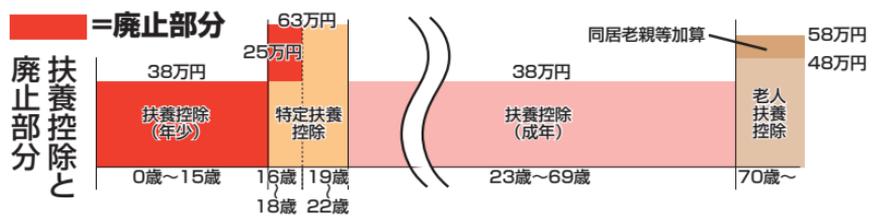


所得税、住民税ともに増税へ 扶養控除が変わりますよ

公立高校の授業料が無料となり、子ども手当の支給も6月から始まるので、喜んでいる人も多いでしょう。でも、家計にいい話ばかりではありません。扶養控除が見直され、23年度から所得税が増税、24年度から住民税が増税されます。今回はこの扶養控除についてお話しします。



税制が改正されます

鳩山民主党政権の「所得控除から手当へ」という政府方針によって、平成22年6月から月額1万3000円の子ども手当が、15歳の中学卒業まで支給されます。また高校授業料は、公立高校は無償に、私立高校は世帯の年収に応じて月額11万8000円(世帯年収が350万円以上)、17万8200円(世帯年収250万円以上350万円未満)、23万7600円(世帯年収250万円未満)が助成されます。この子ども手当の支給と高校授業料の無償化・助成により、平成22年度、税制が改正され「扶養控除」が変わります。

会社員の場合の所得税ですが、一般的には給与所得から所得控除を差し引き、税率を掛けて税金を計算します。今回改正される「扶養控除」は、所得控除の一つです。扶養控除とは、扶養している子どもや親がいる人は、該当する扶養控除額を所得から差し引くことができるというもので、扶養控除額が大きければ大きいほど、納める税金は小さくなります。

円(同45万円)、23歳から69歳は38万円(同33万円)、70歳以降で老人扶養控除が48万円(同38万円)、同居老親は58万円(同45万円)です。

平成22年度の税制改正では、所得税の場合、子ども手当に該当する15歳までの扶養控除額38万円と、高校の無償化などに該当する16歳から18歳の特定扶養控除額の内の25万円が、廃止されることで増税となるわけです。

仮に、扶養控除1人分の38万円がなくなれば、税率5%の人は、1万9000円の増税、税率10%の人なら3万8000円、20%の人なら7万6000円の増税です。また、特定扶養控除25万円分では、税率5%の人は、1万2500円、10%の人なら2万5000円、20%の人なら5万円が増税になるので、高所得者ほど増税額は大きくなります。なお、住民税の税率は、一律10%です。

扶養控除の廃止部分は、平成23年分以降の所得税からで、今年からではありません。平成23年1月分の給料から、概算で引かれている所得税が増税になります。住民税の増税は平成24年度からなので、同年6月分から増えることになります。

扶養控除はどのくらい？

扶養控除を受けるには、所得が38万円以下といった年収などの要件はありますが、控除額は年齢によって図のようになっています。年齢が15歳までは38万円(住民税の扶養控除額33万円)、16歳から22歳で特定扶養控除は63万

サートファイブ
ファイナンシャルプランナー
高橋 昌子
暮らしのマネープラン
相談センター・所長



6月生 受講生募集中! 国家資格「3級FP技能士講座」

「3級FP技能士講座」は国家資格を取りたい方、転職、就職を目指す方に役立つ講座です。また、2級FP技能士を目指す方の復習に役立ちます。

- 【日時】毎週土曜日、全12回(各9時30分～12時30分)
- 【会場】株式会社FPサポート研究所(金沢駅西口徒歩2分)
- 【費用】受講費25,200円+教材費4,200円 【定員】10名
- ※個人情報保護法に基づき、資料送付及びご連絡にはお申し込みのみに利用させていただきます。

- 資料請求は①氏名・②年齢・③住所・④電話番号を明記し、FAX(076-232-8491)またはTEL(076-232-2038)、E-MAIL(fpsf@fpsl.co.jp)までお申込み下さい。

6月5日(土)開講 (全12回)

資料請求
お問い合わせ

NPO法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 認定教育機関 株式会社 FPサポート研究所

〒920-0031 金沢市広岡1-3-1 シャンブル18ビル2F

http://www.fpsl.co.jp ☎076-232-2038

